

2024 年度（令和 6 年度）

安全報告書



長崎バスグループ

長崎バス観光株式会社 NAGASAKI BUS

目 次

1.	輸送の安全に関する基本的な方針	・・・ P 3
2.	輸送の安全に関する目標および達成状況	・・・ P 3
3.	輸送の安全に関する組織体系および指揮命令系統	・・・ P 3
4.	令和 6 年度 輸送の安全に関する重点施策と実施結果	・・・ P 4～7
5.	輸送の安全に関する計画および輸送の安全のために講じる措置	・・・ P 7～8
6.	輸送の安全に関する費用支出および設備投資（主な支出等の実績）	・・・ P 8
7.	輸送の安全に関する監査結果と当該結果に基づいて講じた措置内容	・・・ P 8～9
8.	貸切バス事業者安全性評価認定制度	・・・ P 9
9.	事故災害に関する報告連絡体制	・・・ P 9
10.	安全管理規程	・・・ P 9
11.	安全統括管理者	・・・ P 11



1. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社では、『安全管理規程』において、輸送の安全を確保するために遵守すべき事業の運営方針、事業の実施及びその管理体制や方法に関する事項を定め、安全最優先の原則のもと、経営トップから現場まで一丸となって、安全輸送の維持と向上に努力してまいります。

長崎バスグループ経営理念

安全と安心

安全をすべてに優先し、信頼される企業を目指します。

感謝のこころ

お客様の目線に立ち、おもてなしの心でサービスを提供します。

仕事への誇り

働く喜びを実感できる、活力ある企業風土を大切にします。

地域とともに

長崎の未来を創造し、地域とともに歩みます。

安全輸送基本方針「安全は最大のサービス」

2. 輸送の安全に関する目標および達成状況

—令和6年度目標—

重大事故ゼロ

(達成状況) 令和6年度重大事故発生0件

令和6年度発生件数

種別	件数
乗客負傷事故	0件
その他	0件
合計	0件

3. 輸送の安全に関する組織体系および指揮命令系統

別紙2『重大事故通報系統』及び、別紙3『重大事故警戒及び処理体制』をご参照ください。

4. 令和6年度 輸送の安全に関する重点施策と実施結果

(1) 教育の実施

① 運行管理者及び整備管理者研修の実施

- i) 安全運転指導技能向上研修：効果的な指導の技術習得を目的とした研修。
 - 運行管理者一般講習対象者2名 1月11日運行課長、11月1日統括運行管理者が受講。
- ii) 選任された整備主任者が毎年受ける研修：車両の保守管理を目的とした研修
 - 整備主任者研修対象者1名 11月8日 整備課長受講
 - 整備管理者講習（2年に1回受講）本年は対象者なし

② 営業所における安全教育の実施

- 集合教育実施後はドライブレコーダーによる動画を用い、発生原因の検証と未然防止策について、指導を実施。またヒューマンエラーによる事故防止の指導の実施。
- 事故が発生した際、点呼時に全運転者に対して情報共有と防止対策を指導。
 - 運輸安全マネジメント会議にて、集合教育を実施

③ 適性（一般・初任・適齢）診断受診と個人ミーティングの実施

当該運転者に対しては、適性診断受診後、統括運行管理者が受診結果に基づき個別指導を実施。

- 令和6年度受診対象者
一般診断14名、初任診断4名、適齢診断2名全員受診

④ 整備管理者による運行前点検立会指導

鳴見車庫において3月13日、9月29日早朝より実施。

⑤ 運行管理の徹底

出勤運転者には、本社出勤、宿泊地出勤いずれも、点呼時のアルコール検測時に以下の指示を課し、不正防止に注視している。

- i) 厳正な点呼
- ii) 道路状況、コースに応じた指示の徹底
- iii) アルコール検測について

⑥ 各種特別運動の実施

- i) 4月6日～15日 春の全国交通安全運動
- ii) 7月13日～19日 夏の交通安全週間

- iii) 9月21日～30日 秋の全国交通安全運動
 - iv) 12月10日～1月10日 第62回バス無事故運動
 - v) 12月15日～24日 年末の交通安全県民運動
- ※各種特別運動の重点項目と取組内容を周知し、安全の確立を図った。

⑦ 従業員表彰の実施

賞賛を受けた従業員へ表彰状を授与し激励した。

- ▶ 令和6年度は延べ14名受賞

⑧ 運輸規則第38条第1項に基づく運転者に対して行う指導、及び監督の実施

i) 毎月指導する項目

- ・事業用自動車を運転する場合の心構え
- ・事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保する為に遵守すべき基本的事項
- ・危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
- ・交通事故に関わる運転者の生理的要因及びこれらへの対処方法

ii) 3ヶ月に1回以上指導する項目

- ・事業用自動車の構造上の特性
- ・乗車中の旅客の安全を確保する為に留意すべき事項
- ・旅客が乗降する時の安全を確保する為に留意すべき事項
- ・営業区域における道路及び交通の状況
- ・健康管理の重要性
- ・安全性向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法
- ・ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督の実施
- ・安全性の向上を図るための装置（ASV装置）を備える貸切バスの適切な運転方法等の指導及び監督

iii) 適性診断受診結果後、1ヶ月以内に指導する項目

- ・運転者の運転適性に応じた安全運転（受診後随時）

iv) 歯止めの確実な運用についての継続指導

⑨ 大型車両のチェーン装着教習の実施

1月24日運行管理者2名、整備管理者3名運転者4名計9名が参加し、大型車両タイヤへチェーン装着教習を実施し、ベテラン運転者及び経験の浅い運転者も含め、安全且つスムーズに装着できるよう、整備管理者が指導した。

⑩ 異常気象時の走行指導を実施

1月23日運行管理者1名、運転者3名が参加し、異常気象による豪雨・大雪時、視界確保の為、早目のライト点灯、車間距離保持及び法定速度遵守、ハイド

ロプレーニング現象への警戒を指導した。

※チェーン装着教習の様子



※異常気象時の走行指導の様子



⑪ 貸切バス非常扉開閉訓練の実施

1月10日、11日運行管理者2名、運転者23名、ガイド1名が参加し、車両火災を想定した非常扉開閉訓練、バスジャック発生時における防犯灯ボタンの位置及び操作の確認、非常用具（発煙筒・赤色旗）の設置場所の確認、緊急時における運転者の行動と心構えの講習を行った。

⑫ 運輸安全マネジメント関連に関するセミナーの受講

10月22日国土交通省主催の運輸安全マネジメントセミナー「ガイドライン及び防災指針セミナー」研修を統括運行管理者が受講した。

(2) 運輸の安全に関する会議の実施

① 運輸安全マネジメント会議の開催

2月、4月に運行管理者及び運転者にて事故防止懇談会を実施。また8月19、20、21日の3日間、社長はじめ運行管理者3名、運転者22名が参加し、過去に発生した全国重大事故案件を参考に、事故防止について会議を行った。



② ドライブレコーダーの有効活用

運輸安全マネジメント会議の際、映像を用いての事実確認、及び円滑な事故処理の推進、ヒヤリ・ハット事例、事故事例 等会議内で視聴させ、各種教育に活用した。

- 全34台に搭載済みであり全車両より情報収集可能

(3) ウィルス感染症拡大防止策の実施

- マスクの着用（必要に応じて）
- 車内換気の実施
- 手指消毒の励行
- 手洗い・うがいのご協力の呼びかけ

5. 輸送の安全に関する計画および輸送の安全のために講じる措置

令和7年度に実施する重点施策を次のとおり定め、安全への取り組みを推進いたします。

- (1) お客様と周囲の安全を第一として、『安全輸送基本方針』を遵守します。
- (2) 全ての行動で基本動作を遵守すべく、指導を図ります。
- (3) ドライブレコーダー記録映像の活用など、運転者教育をさらに向上させ、同種別事故の再発防止を図ります。
- (4) 令和7年度重点目標を次の通り計画し、安全を確立します。

- ◎安全輸送基本方針 : 『安全は最大のサービス』
- ◎重点目標 : 『重大事故ゼロを目標』
- ◎重点施策 : 『法令遵守で事故削減』
 - 有責事故の撲滅
 - 教育・訓練の強化と安全基盤の確立
 - 健康管理の重要性を認識
- ◎安全・サービスの向上
 - 酒気帯び運転の根絶
 - 法定速度遵守・車間距離の確保
 - 誠実な対応とおもてなしの質の向上

(5) 内部監査

- 長崎自動車(株)内部統制室による、営業所保安監査を実施。
- 管理規程にかかるガイドラインに対する適合性および有効性の確認。
- 監査役による往査の実施。

6. 輸送の安全に関する費用支出および設備投資（主な支出等の実績）

令和6年度の安全に関する主な支出、設備投資は次の通り。

●主な費用支出

① 健康管理（健康診断費用等）に関する支出	508千円
② 無事故表彰を含む各種従業員表彰に関する支出	279千円
③ 社員研修に関する支出	354千円

●主な設備投資

① 旧年式車の車体整備	9,816千円
② ネットワーク機器類一式	11,578千円
③ 営業所及び整備管理者室の室内整備	4,086千円
④ 厳正な点呼を行うための設備投資	420千円

7. 輸送の安全に関する監査結果と当該結果に基づいて講じた措置内容

(1) 長崎自動車（株）内部統制室による監査

- 4月17、18日 本社営業所監査を実施。

- 乗務員台帳、点呼記録簿、運行指示書等法定管理書類について点検及び適合性を判定。監査結果について営業所内部監査報告書を作成し、経営管理部門（経営トップ、安全統括管理者及び運行部）へ報告。指導項目については、運行管理者と共有し改善のうえ再発防止を実施した。

（２）九州貸切バス適正化センターによる巡回指導実施

- 4月24日一般貸切旅客自動車運送適正化機関による巡回指導が実施され、「運行指示書へ休憩場所の記載」、「適齢診断後の特別指導記録」、「教育指導者の記録」、「整備管理資格者の記載」「国交省令和4年度安全報告書」、「発煙筒の期限切れ」の6点において指摘を受け、改善及び適正化センターへ報告を行った。
- 9月11日に再度巡回指導を受け、指摘事項の全項目について改善が実施されている事が確認され、改めて適正化センターへ報告を行った。

（３）安全統括管理者によるミーティングの実施

8月19、20、21日において、全国重大事故案件を基に、安全統括管理者、運行管理者、整備管理者、運転者で事故防止会議を開催し、運輸安全マネジメントの構築に取り組んだ。

8. 貸切バス事業者安全性評価認定制度

令和6年4月に「三ツ星」の継続申請を行い、12月26日に貸切バス事業者安全性評価認定制度の最高ランクである「三ツ星」の継続認定（令和7年4月1日～令和9年3月31日）をいただいた。引続き安全と安心の取組を継続してまいります。



9. 事故・災害に関する報告連絡体制

別紙2 『重大事故通報系統』 をご参照下さい。

10. 安全管理規程

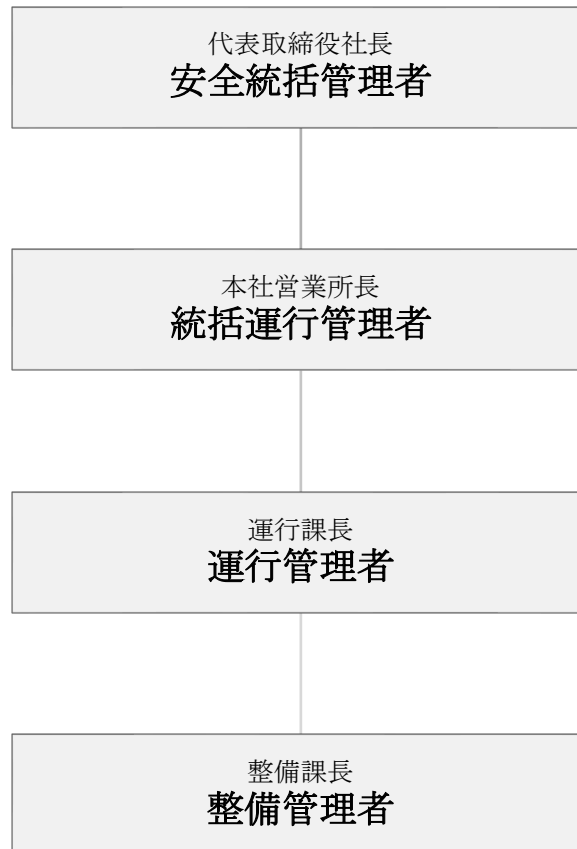
ホームページ掲載の『安全管理規程』 をご参照下さい。

11. 安全統括管理者

安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5の要件を満たしており九州運輸局長崎運輸支局への届出を行っております。(令和6年12月31日現在)

氏名： 脇山 信人
役職： 代表取締役

= 運輸マネジメントに係わる管理体制 =



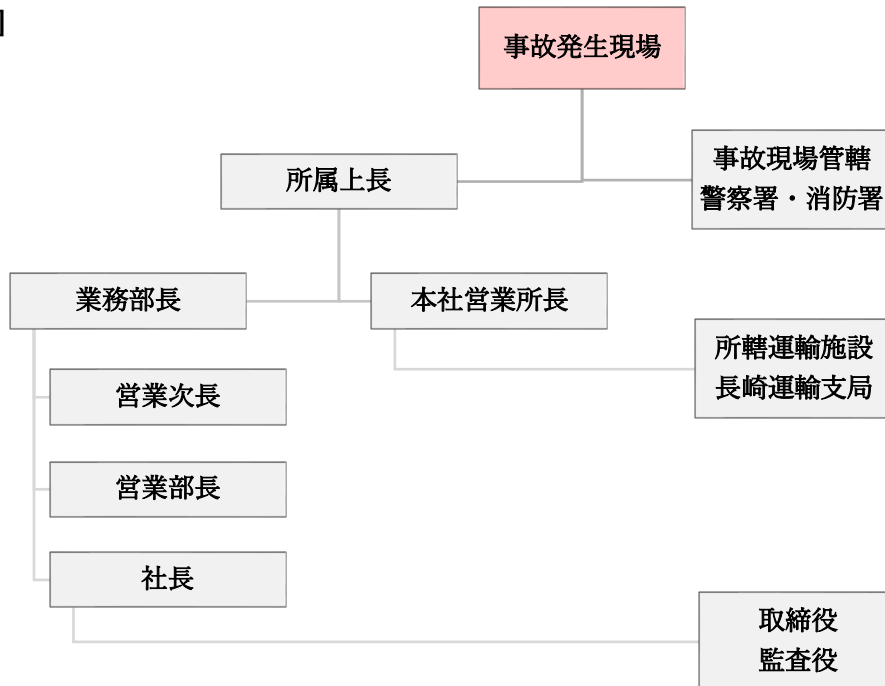
= 重大事故通報系統 =

[車両事故]

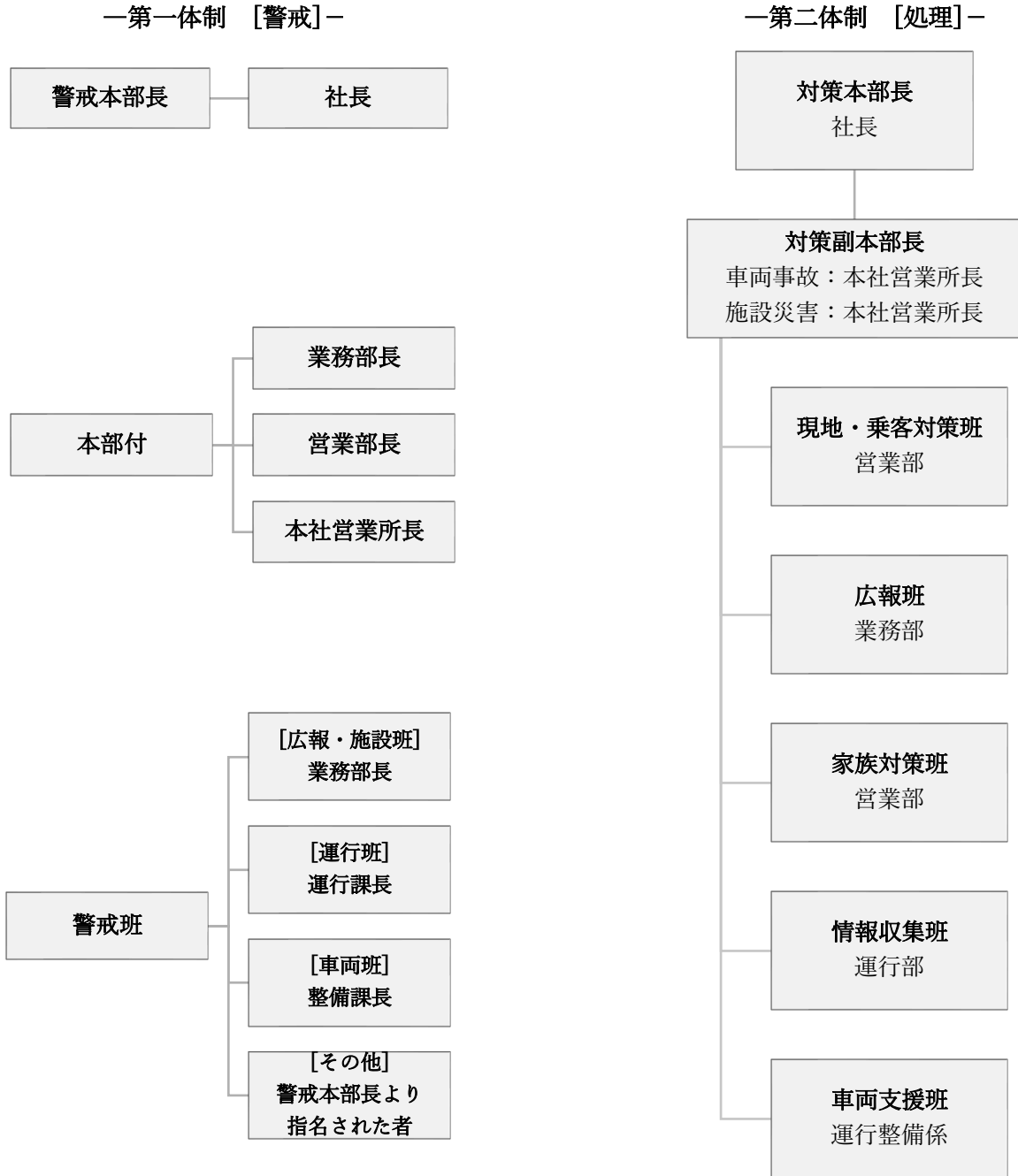
※不在時にはスムーズに
伝達を行うこと



[施設災害]



＝重大事故警戒及び処理体制＝



※第一体制[警戒]は、事故発生と同時に第二体制[処理]に切り替わる。

= 重大事故処理事項 =

1. 負傷者

搬出(救護)
病院収容(診断書含む)
身元確認
家族への連絡・輸送
見舞い
遺留品の確認・保管
宿泊手配・接待
帰宅・退院・転院手配
示談
食事手配(現地)
救急車の搬送先確認

2. 死者

収容
遺留品保管
身元確認
家族への連絡・搬送
霊安室安置
遺体搬送
葬儀社依頼
遺族への挨拶
通夜
葬式
法事
示談
食事手配(現地)

3. 家族

連絡・現地への搬送
来社家族の控室
来社家族の送迎
挨拶・接待
宿泊

4. 施設

応急修復
解体撤去
作業者手配

5. 車両

引き上げ
現地責任者選任
搬送
修理・配車

6. 報道関係

応対
情報発表

7. 警察・消防

(現地及び長崎本部)
速報
実地検証・立会い
事情説明
挨拶

8. 運輸支局

(現地・九州運輸局長崎支局)
速報
事情説明
挨拶

9. 旅行代理店

事情説明・手配変更
挨拶

10. 救出団体

(地方自治会 自治体を含む)
接待
事後挨拶

11. 病院

事情説明
挨拶

12. 勤務先挨拶

13. 地主・家主・施設主

事情説明
挨拶・示談
補償

14. その他の被害者

相手方団体・会社への
連絡及び挨拶

15. 道路管理者

復旧・応急対策依頼
事後拡大防止
地理・地形・気象条件の
把握

16. 調達

資金
資材・材料・機材
乗車券手配
従業員宿泊・食事

17. 通信手配

非常電話の設置
応援依頼

事故処理事項は、次のとおり分担する。

事故処理事項	担 当 班	記 事
No.7. 8. 9. 10. 11	情報収集班	運行部
No.6. 13	広報班	業務部
No.1. 2. 14	現地・乗客対策班	営業部
No.3. 12. 16	家族対策班	営業部
No.4. 5. 15. 17	車両支援班	運行部整備係

長崎バス観光株式会社